

# 監事監査結果報告書

平成 28 年 6 月 16 日

国立大学法人鳴門教育大学  
学長 田中雄三 殿

国立大学法人鳴門教育大学

監事 長地 耕夫   
監事 斎田 浩 

私ども監事は、国立大学法人法（以下「法人法」という。）第 11 条第 4 項の規定に基づき、平成 22 年度における国立大学法人鳴門教育大学の業務執行について監査した。その結果を、法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項及び国立大学法人鳴門教育大学監事監査規程第 12 条の規定に基づき、次のとおり報告する。

## 1. 監査結果の概要

両名で定めた「平成 22 年度国立大学法人鳴門教育大学監事監査計画」及び職務の分担等に従い、役員会、経営協議会及び教育研究評議会に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧した。更に、役員から業務運営の報告を受け、各部門責任者からは業務処理の状況を聴取するとともに、業務及び会計の状況を調査し、書面・証拠書類の査閲等によりこれを確かめた。

役員と当法人との利益相反取引並びに役員の当法人業務以外の業務の実施に関しては、必要に応じて役員から報告を求め調査した。

会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分〔損失の処理〕に関する書類及び附属明細書。以下、「財務諸表」という。）、事業報告書、決算報告書について検討を加えた。

#### [業務監査]

- (1) 業務の遂行に関し、法令等に従い適正に処理され、法令等に違反する事実は認められない。
- (2) 役員と当法人との利益相反取引及び役員による当法人以外の業務の実施は認められない。
- (3) 第二期中期目標・中期計画については、前文に大学の機能別分化に関する記述を行うとともに、第一期中期目標期間の成果等を踏まえるなど、適切に設定できている。
- (4) 「平成22事業年度に係る業務の実績に関する報告書」は、当法人の業務運営の実績が正しく記載されていると認める。

#### [会計監査]

- (1) 会計監査人「新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は、相当と認める。
- (2) 財務諸表（利益の処分〔損失の処理〕に関する書類を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人等業務実施コストの状況を適正に示していると認める。
- (3) 利益の処分〔損失の処理〕に関する書類は、法令に適合していると認める。
- (4) 事業報告書及び決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。

## 2. 是正又は改善を要する事項

学長のリーダーシップにより、第二期中期目標期間に向けて、本学の進むべき方向性、新たな管理運営組織についても検討していることが理解できた。その上で、業務監査結果及び会計監査結果に基づき、次のような意見を述べたい。

- (1) 第二期中期目標期間は、新たに副学長職を設置し、法人業務と大学業務を明確にし、学長がリーダーシップを発揮できる体制となっている。理事、副学長の業務の棲み分けが行われたことにより、学長、理事、副学長の連携が更に大切である。学長を中心に実質化した組織運営を行うため、学長を補佐し支援する体制を今後うまく機能させてほしい。また、大学の管理運営は、教員と事務職員の連携・協働が不可欠である。大学の目標の達成にあたっては、事務部門の課長と学長、理事との面談の場を設け、コミュニケーションの充実に努めるなど、緊密なる連携・協働体制の構築を図られたい。
- (2) 教学面では、コア・カリキュラムの策定に向けて学内を挙げて取組んでいることは大いに評価できる。また、これらの取り組みを日本の教員養成モデルとして普及させるべく、一層の充実に向けて継続的に取り組んでいくことについても高く評価できる。なお、その際に、キーコンピタンシーといわれる基盤的な資質・能力の育成を図ることがとりわけ重要な視点となってきている。こうした「ソフトパワー」の形成については、さまざまなテーマがあり、これから日本の社会の人材の育成について大切な視点となる。これらの育成課題については、役員会

や関係委員会での検討もさることながら、その方向性、内容、方法等について FD を通して検討することによって、全学的な課題認識や取り組みへと展開することができよう。FD 活動をより一層充実させるためにも検討していただきたい。

- (3) 教員養成大学の教員として研究が教育に反映できているか、教員個々人の専門的な関心、信念に基づく研究にとどまらないで、教員養成大学の目的・目標に照らして研究が行われているか検証し、学長のリーダーシップにより、質の高い専門職業人としての教員養成のあり方や実践的な教育に関する研究にシフトしていく具体的な取り組みを検討する必要がある。
- (4) e-ラーニング構築については、一部試行的に実施する計画にあることは評価できる。その際、日本で先行的に実施されている手法を改めて世界の e-ラーニングの進展のなかに位置づけ世界の動向を踏まえつつ、学生とより緊密な関係で提供できる双方向のプログラム展開など、他で試みられていない鳴門教育大らしい授業方法と指導内容上の特色づけについて検討していく必要がある。なお、e-ラーニング構築の検討にあたっては、今後予想される中教審の「教員の資質能力向上特別部会」の免許種別や更新講習のあり方等の方向性を視野に入れた検討が望ましい。
- (5) 工事の発注に関しては電子入札によって行われているが、役務の発注に関しても、電子入札が可能となる方策を検討されたい。
- (6) 職員宿舎の管理運営にあたり、経済性、効率性の観点から検証を行い、未貸与室及び駐車場の有効利用について早急に検討する必要がある。

### 3. その他必要と認める事項

特になし。